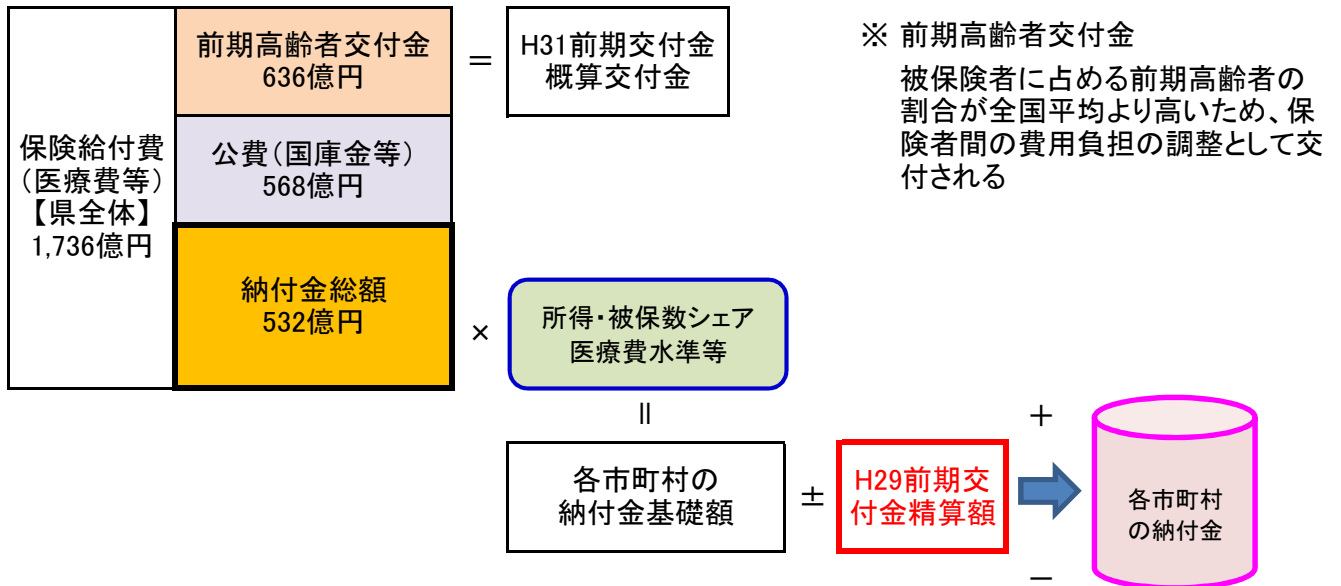


国保事業費納付金のしくみ

H31納付金算定

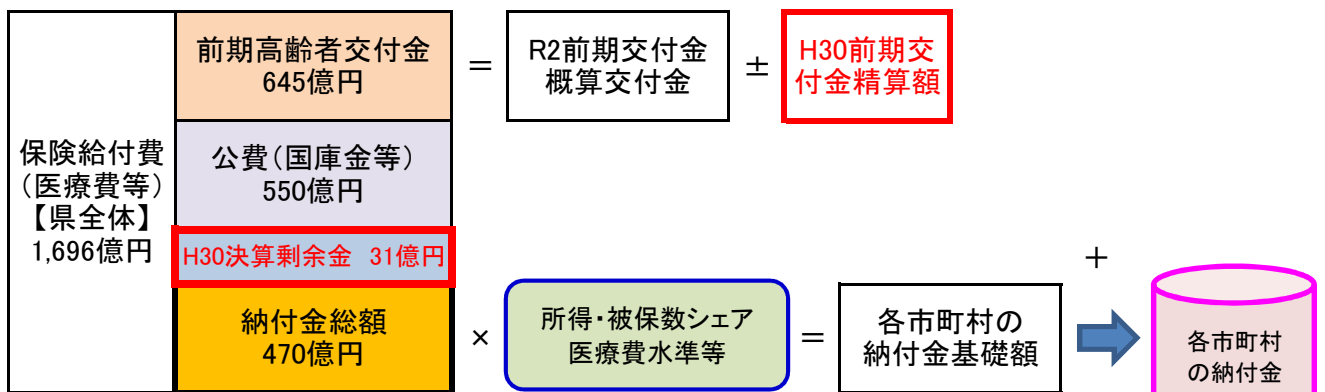


※ H29前期交付金精算額 = H29概算交付金 - H29確定交付金

医療費が高騰したH27を元に算定(H27・H28)しているため、過大交付となっている

H29の確定交付金との差が大きいことにより、精算額(=返還金)が大きくなっている

R2納付金算定



※ H30前期交付金精算額 = H30概算交付金 - H30確定交付金

医療費が落ち着いたH28・H29を元に算定しているので、例年並み

H30の確定交付金との差が小さいことにより、精算額の変動幅も小さい

激変緩和措置
約2,800万円

令和元年9月集中豪雨災害による支援状況

1 概要

平成30年7月豪雨災害の際と同様に、一部負担金及び国民健康保険税を免除・減免している

一部負担金 : **免除**

○ 基準

国が平成30年7月豪雨災害の際に採用した基準である、

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

を準用している。今回の災害の免除対象者はすべて①の基準による。

○ 期間 令和元年9月3日(災害発生日)から令和2年2月末(2月診療分)まで

国民健康保険税 : **減免**

○ 基準

国が平成30年7月豪雨災害の際に採用した基準である、

損害程度	軽減又は免除の割合
全壊	全部
半壊・大規模半壊	2分の1
床上浸水 ※上記に該当する場合を除く	2分の1を超えない範囲で 市町村が決定した額

を準用している。

○ 期間 令和元年9月30日納期分から令和2年3月2日納期分まで(第3期～第8期)

2 対象者数及び免除・減免額(令和元年11月末現在)

一部負担金			国民健康保険税		
世帯数	対象者数	免除額(円)	世帯数	対象者数	減免額(円)
20	25	181,134	12	16	300,800

※ 一部負担金の免除額については、判明している9月診療分のみ計上

3 財源内訳

すべて、市財源(財政調整基金から捻出)

4 その他

一部負担金については、医療機関等の窓口に当市が発行している「国民健康保険一部負担金免除承認書」の提示が必要となる。

また、上記の承認書を提示せず、医療機関等へ一部負担金を支払った場合は、後日、還付を受けることができる。